

2026 年 10 月 6 日

各 位

株式会社 北海道銀行

「こども NISA プレスタート応援キャンペーン」の実施について

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、2026 年 10 月 7 日（水）より「こども NISA プレスタート応援キャンペーン」を実施いたします。

本キャンペーンは、下記の条件を達成されたお客さまに、現金 5,000 円をプレゼントするものです。お子さまの将来に向けた資産運用をご検討中のお客さまに、ぜひご利用いただけますと幸いです。

当行では、今後とも幅広いお客さまの資産運用ニーズにお応えできるよう、商品・サービスの充実に取り組んでまいります。

記

1. キャンペーン概要

期間	【WEB エントリー期間】 2026 年 10 月 7 日（水）～12 月 30 日（水）17：00 【こども NISA 口座開設・各種取引期間】 2027 年 1 月 4 日（月）～3 月 31 日（水）
対象者	2027 年 1 月 1 日時点で 0 歳～17 歳のお子さまの親権者の方 ※親権者の方は北海道銀行の普通預金が必要です。
対象条件	期間中に WEB エントリーのうえ、下記の対象取引を行ったお客さま ① お子さま名義のこども NISA 口座を開設し、月額 5,000 円以上の定時定額契約 ② 2027 年 4 月 30 日（金）までに、積立投資信託の初回振替 ③ 同日時点で、積立投資信託の振替額合計と振替指定預金口座残高の合算が 3 万円以上
景品内容	条件を満たしたお子さま 1 人につき、現金 5,000 円
景品進呈時期	2027 年 6 月上旬を目途に、お子さまの普通預金口座に入金 （注）景品進呈時点で、入金先口座が解約されている場合は対象外となります。

※対象取引および残高条件などの詳細は、別添のチラシをご参照ください。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

北海道銀行 個人ソリューション部	小野・森	TEL (011)233-1027
広報 CSR 室	茶村・石水	TEL (011)233-1005

こどもNISA

プレスタート応援キャンペーン



対象のお取引で
お子さま1人につき

5,000円 プレゼント!

ステップ
1

WEBでエントリー

エントリー
は
こちら



対象
期間

2026年10月7日(水)
～2026年12月30日(水) 17:00

ステップ
2

①エントリーしたお子さま名義のこどもNISA口座開設
②①のこどもNISA口座で月5,000円以上の定時定額契約

対象
期間

2027年1月4日(月)
～2027年3月31日(水)

ステップ
3

①対象期間中にお子さま名義の積立投信を初回お振替
②4月30日時点の積立投信振替額合計とこどもNISAの
振替指定預金口座残高の合算が3万円以上

対象
期間

2027年1月4日(月)
～2027年4月30日(金)

対象となる
お客さま

WEBエントリー

2027年1月1日時点で0歳～17歳のお子さまの親権者、かつ
北海道銀行に親権者名義の普通預金口座をお持ちの方

こどもNISA口座開設・各種お取引

2027年1月1日時点で
0歳～17歳のお子さま

※WEBエントリー時点でお子さま名義の普通預金口座をお持ちでない場合も対象です。

NISA口座開設には日数を要する場合があります。余裕をもってお手続きください。

キャンペーンのお申し込みにあたっての注意事項

【対象者】●WEBエントリー:2027年1月1日時点において0～17歳のお子さまの親権者、かつ当行に親権者名義の普通預金口座をお持ちのお客さま●こどもNISA口座開設・各種取引:2027年1月1日時点において0～17歳のお子さま【対象期間・対象取引】●以下の条件を各対象期間中にすべて満たした場合対象となります。①2026年10月7日(水)～2026年12月30日(17:00):WEBフォームからエントリー②2027年1月4日(月)～2027年3月31日(水):こどもNISA口座開設と月5,000円以上の定時定額契約③2027年1月4日(月)～2027年4月30日(金):積立投資信託の初回振替および4月30日時点の積立投資信託振替額とこどもNISAの振替指定預金口座(払出し制限あり口座)の残高の合算が3万円以上【景品】エントリー完了かつ、対象期間中に対象取引を満たした場合、お子さまの普通預金口座(払出し制限なし)に5,000円をプレゼント【ご留意事項】<キャンペーンについて>●親権者の方に、親権者およびこどもNISA口座開設を希望するお子さまの情報をWEBフォームにご入力いただきます。●WEBフォームでご入力いただいた個人情報は、本キャンペーンに関する目的(対象者の特定および当行の金融商品、サービス、イベント等に関する各種ご案内(ダイレクトメールの発送、電子メールの送信など)の送付等)に利用します。詳しくは、エントリー時に同意いただく「個人情報のお取り扱いに関するご確認」にてご確認ください。●WEBフォームでのエントリー時に入力した内容に不備があった場合は、本キャンペーン対象外となります。●エントリーは、登録した親権者名とこどもNISA口座開設時にご来店された方が異なる場合であっても、親権者であればキャンペーンの対象者となります。●エントリーは、こどもNISA口座開設や投資信託の購入等をお約束いただくものではありません。●景品について●景品は、2027年6月上旬頃、お子さま名義の普通預金口座(払出し制限なし)へ入金いたします。なお、景品提供までの期間に、景品入金口座が解約されている場合、その他当行が不適切な取引と判断した場合は本キャンペーンの対象外となりますのでご注意ください。●景品入金の通知は行いません。●受け取られた景品に対し課税が生じ、確定申告が必要となる場合がございます。詳しくは所轄の税務署などにご相談ください。●予告なくキャンペーン内容の変更、中止を行う場合がございます。●こどもNISA口座開設について●こどもNISA口座は北海道銀行の各店舗でのご開設・お取引となります。●こどもNISA口座開設時には所定の本人確認が必要となります。●投資信託口座(こどもNISA口座)の他、普通預金口座(払出し制限なし)および普通預金口座(払出し制限あり)の作成が必要になります。●NISA口座開設は口座開設日基準で判定いたします。開設には税務署の承認を得る必要があり、承認には日数を要します。他の金融機関で既に開設されていた等の理由により税務署の開設承認が得られなかった場合や、NISA口座開設期間中に税務署の開設承認を得られなかった場合は対象外となります。●投資信託購入について●投資信託は、お客さまの金融商品・投資に関する知識・ご経験や投資の目的等により、ご希望の商品を提供できない場合もあります。そのため、お客さまが対象のお取引をいただかず、条件が満たされないため現金プレゼントのご提供ができない場合があります。



2027年1月スタート

こどもNISAは0歳～17歳の
お子さまのための非課税制度です。
コツコツと将来に向けた資産づくりを
北海道銀行がサポートいたします！

こども
NISAの
制度概要

こどもNISA(正式名称:未成年者特定累積投資勘定)は、2027年1月に始まる0～17歳を対象とした少額投資非課税制度です。NISAのつみたて投資枠の対象商品を、年間60万円・総額600万円まで非課税で運用でき、子どもが18歳になると18歳以上のNISA(つみたて投資枠)へ自動的に移行されます。

	こどもNISA	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間 (対象年齢)	17歳まで (0～17歳)	無期限 (18歳以上)	無期限
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額 (総額)	600万円	つみたて投資枠・成長投資枠計1,800万円 (うち、成長投資枠の上限額は1,200万円まで)	
運用資金の払出し	原則18歳まで払出し不可 ^(※2) 12歳以降 ^(※3) は一定条件 ^(※4) のもと払出し可能	制限なし	制限なし
買付方法	積立のみ	積立のみ	一括・積立どちらも可
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)	上場株式・投資信託等 ^(※5) (整理・監理銘柄、信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託 およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等は除外)

出所:金融庁HP、金融庁「令和8年度税制改正について」等を基に北海道銀行が作成。*1、その年の1月1日において、18歳の年から自動的に18歳以上のNISA 制度へ移行するしくみです。また18歳以降、こどもNISAの残高は18歳以上のNISAの非課税保有限度額に引き継がれます。*2、3月31日において、18歳となる年の前年12月31日まで払出し不可。*3、3月31日において、12歳となる当年1月1日以降。*4、12歳以上かつ、本人の教育費・生活費であることを確認のうえ、こども本人の同意を示す書類を提出する等条件として払出し可能となる予定です。*5、北海道銀行では、上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等を取り扱っておりません。※上記はNISA制度の概要を表示したものであり、すべての情報を網羅したものではありません。また、上記の説明は制度に基づく一般的なものであり、金融機関ごとに異なる対応となる場合があります。※作成時点:2026年10月10日時点の法令・通達等に基づき作成しておりますので、将来予告なく変更される場合があります。

●投資信託に関するご注意事項●投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は(価動きのある有価証券(株式・債券・リート等)等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。●投資信託は組入れ資産の価格の下落(株式・債券等の価格の下落や金利の変動、その他商品固有の要因)により基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響により基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。●外貨建資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。●投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。●北海道銀行は投資信託の募集・お申込み等の取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。●投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込みにあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目録見易)」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身で判断ください。●投資信託説明書(交付目録見易)は北海道銀行の本・支店窓口でお渡しいたします。●投資信託にかかる費用について●お申込み時に直接ご負担いただく費用…申込手数料/上限3,85円(消費税税込)●ご換金時に直接ご負担いただく費用…信託財産留保額/上限1.2%●投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用…負担報酬/上限2,395円(消費税税込)●その他費用…上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用がかかります。交付目録見易、契約締結前交付書面等でご確認ください。(その他費用の金額は保有期間などにより異なるため表示することができません)●18歳以上のNISA(成人NISA)に関するご注意事項●NISA口座は開設する年の1月1日時点で、18歳以上の日本にお住まいの個人のお客さまが対象です。●NISA口座は、お1人さまにつき1口座のみの開設となります。したがって、複数の金融機関でお申込みすることができません。●万が一、複数の金融機関で重複してお申込みをした場合、最も希望する金融機関ではない金融機関にNISA口座が開設されることがあります。●当行の非課税口座の受入れ対象となるのは、当行取扱いの一定の条件を満たした投資信託に限られます。また、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は非課税となります。NISA口座の損失は、NISA口座以外(一般口座・特定口座)で保有する投資信託の譲渡益や分配金等の損益通算はできません。その損失の繰越控除もできません。●基準経過日(初めて非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した毎日の日)にお客さまの氏名・住所について確認させていただきます。確認期間(基準経過日から1年を経過するまでの間)に確認ができない場合は、NISA口座での買付ができなくなります。●税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。【未成年のNISA(子どもNISA)に関するご注意事項】●子どもNISAの年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円です。また、成人NISAと異なり、金融機関変更はできません。●子どもNISAはつみたて投資枠のみ設けられ、成長投資枠は設けられません。また、特定課税未成年者口座での購入(課税扱いでの購入)はできません。●口座開設者が、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として払出しはできません。払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、子どもNISA口座を廃止することとなります。ただし、以下の場合は例外的に非課税での払出しが可能です。①災害・疾病等のやむを得ない事由による払出し②その年の3月31日において12歳である年以降に、教育費や生活費に充てるための払出し(口座開設者本人の署名等による同意が必要)●口座の資産は口座開設者に帰属しますが、口座開設者が未成年者の間の払出し手続きは、法定代理人が行う必要があります。払出しは、口座開設者本人名義の口座への振替・振込により行います。●払出しを行った資金を口座開設者本人以外の方が費消した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題が生じる可能性がありますので、払出しについては十分ご留意ください。●投資される資金は口座開設者本人に帰属する資金に限られます。●ご同名義の口座に親・祖父母等が資金を入れて運用する場合、親から子への贈与として扱われます。子どもNISAの拠出のみでは贈与税はかからませんが、暦年贈与の非課税枠(年間110万円)に含まれるため、ほかの贈与と合わせて110万円を超える場合には贈与税がかかります。具体的な取扱いについては、税務署などへご確認ください。●北海道銀行での子どもNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の原則法定代理人(親権者等)に限定します。●口座開設者が18歳になると、それまでの運用管理者の法定代理権が消滅するため、原則として口座開設者本人が運用することになります。その場合、以後の手続きを口座開設者本人から行っていただきます。●口座開設者がその年1月1日において18歳となる年の1月1日に、子どもNISA口座は成人向けのNISA口座に自動的に移行します。移行後は、成人向けNISAの年間投資枠および非課税保有限度額が適用されます。(現在ジュニアNISAをご利用のお客さまへジュニアNISA口座で保有されている投資信託を、子どもNISA口座へ移管できません。ジュニアNISA口座を保有されていることも子どもNISA口座と並行してご利用いただけます。詳しくは店頭までお問い合わせください。)※作成時点(2026年10月時点)の法令・通達等に基づき作成しており、今後、変更される可能性があります。

北海道銀行 資産運用コールセンター ☎ 0120-950-060 (*2を選択願います。)

受付時間9:00～17:00(土日祝・年末年始を除く) フリーダイヤルがご利用いただけない場合 TEL:011-818-1113(有料)